小玉独自分析会(2016年7月10日)・午後の部(択一式)分析レジュメ(追加)

商業登記法

第２８問★過去問知識だけで解けるか・・・◎
解答を導くのに読むべき記述…イ，エ
準備すべきだった知識１

記述	イ
過去問	２３－２８
内容	エ　未成年者の営業の許可の取消しによる消滅の登記の申請は，当該未成年者がすることはできない。
正解	誤り。未成年者の営業の許可の取消しがあった場合には，遅滞なく，未成年者の登記について消滅の登記をしなければならず（商法１０条），この消滅の登記は，原則として未成年者の申請によってする（商登法３６条１項）。

準備すべきだった知識２

記述	エ
過去問	１０－２８
内容	３　営業所を廃止する場合において，日本における代表者が行方不明のときは，当該外国会社の本店の代表者によって，営業所廃止の登記の申請をすることができる。
正解	誤り。外国会社の登記の申請については，日本における代表者が外国会社を代表する（商登法１２８条）。そして，先例は，外国会社の日本における営業所廃止に関する登記申請に際して，登記記録上の日本における代表者の住所が不明で連絡が取れず，かつ現在実質上営業所を廃止しているため新たに日本における代表者を選任することが不合理である場合にも，新たに外国会社の日本における代表者を選任し，その者から日本における代表者の変更登記及び営業所廃止の登記を申請するべきである（昭44.1.14民32）としている。 ※その他，８－３１－オにも同旨の出題アリ。

第２９問★過去問知識だけで解けるか・・・◎

解答を導くのに読むべき記述…イ，ウ

準備すべきだった知識１

記述	イ
過去問	１８－３０
内容	ア　会社が発起人となって株式会社を設立する場合には，当該発起人である会社の定款を添付することは要しない。
正解	正しい。発起人について資格制限はないため，会社も他の会社の発起人となることができる。この場合，設立の登記に際して，発起人となるべき会社の定款の添付を要求する規定はない（商登法４７条２項参照）。

準備すべきだった知識２

記述	ウ
過去問	１３－３１
内容	イ　株式会社の発起設立において，公証人の認証を受けた定款の絶対的記載事項に欠缺がある場合，その設立登記の申請は，申請書に，その定款と欠缺部分を補完する旨の発起人全員の同意書に公証人の認証を受けたものを添付しても，することができない。
正解	正しい。株式会社の発起設立において，公証人の認証を受けた定款の絶対的記載事項に欠缺がある場合，たとえ申請書に，その定款と欠缺部分を補完する旨の発起人全員の同意書に公証人の認証を受けたものを添付しても，設立登記を申請することはできない（昭31.9.13民甲2150）。

第３０問★過去問知識だけで解けるか・・・△

解答を導くのに読むべき記述…イ→ウとエの比較

準備すべきだった知識１

記述	イ
過去問	１８－３１
内容	オ　退任した取締役であってなお取締役としての権利義務を有する者を解任する株主総会の決議があった場合においても，当該取締役の解任による変更の登記は，申請することができない。
正解	正しい。取締役の権利義務を有する者を解任することはできない（昭35.10.20民4.197）。

第３１問★過去問知識だけで解けるか・・・×
過去問出題歴なし
※記述ウは，平成 26 年会社法改正に関するもの。

第３２問★過去問知識だけで解けるか・・・×
過去問出題歴なし

第３３問★過去問知識だけで解けるか・・・◎
解答を導くのに読むべき記述…イ，ウ
準備すべきだった知識１

記述	イ
過去問	商法１９－３３
内容	イ　解散した時に会社法上の公開会社であった株式会社が清算中に定款に株式譲渡制限の定めを設けたときは，監査役を置く旨の定款の定めを廃止して，監査役を置かないものとすることができる。
正解	誤り。清算株式会社となった時において公開会社であった清算株式会社は，監査役を置かなければならない（会社法 477 条４項）。たとえ清算開始後に定款を変更して公開会社でない会社となっても監査役設置義務は免れず，監査役を置かないものとすることはできない。

準備すべきだった知識２

記述	ウ
過去問	２４－３１
内容	ウ　清算株式会社は，支配人を選任して，その登記をすることはできない。
正解	誤り。清算株式会社は，清算の目的の範囲内で支配人の選任，支店の設置をすることができるため（会社法 489 条６項３号，４号参照），これによる登記を申請することができる。

第３４問★過去問知識だけで解けるか・・・×
過去問出題歴なし

第３５問★過去問知識だけで解けるか・・・×
過去問出題歴なし

あなたの熱意

辰巳の誠意

辰　巳　法　律　研　究　所

東京本校：〒169-0075　東京都新宿区高田馬場４－３－６
TEL03-3360-3371（代表）　0120-319059（受講相談）
http://www.tatsumi.co.jp/

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4Ｆ
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3Ｆ　TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F　TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4Ｆ
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8Ｆ　TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内　TEL086-236-0335